議案第19号

債権の放棄について(福祉局関係)

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表に掲げる生活保護に係る債権22件に係る各債 務者
- 2 債権の内容 3の各号の表の債権の内容欄に掲げる債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の債権の額欄 に掲げる金額の合計金11,433,979円及びこれらに対する遅 延損害金並びに支払済みの返還金等に係る遅延損害金
 - (1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがない ため

	債権の内容	件数	債権の額
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63	9件	金1,648,052円
	条の規定に基づく返還金に係る債権		
2	生活保護法第78条第1項の規定に基づく	7件	金8, 940, 848円
	徴収金に係る債権		
3	生活保護法第25条第2項の規定に基づく	5件	金572,030円
	保護の変更の決定又は同法第26条の規定		
	に基づく保護の停止若しくは廃止の決定		
	に伴い過払となった保護費の返還に係る		
	債権		

(2) 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる 見込みがないため

	債権の内容	件数	債権の額
1	生活保護法第78条第1項の規定に基づく	1件	金273, 049円
	徴収金に係る債権		

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

債務者らに対する生活保護に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。